

事業用大規模建築物及び事業系一般廃棄物多量排出事業所に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例及び千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則（以下「規則」という。）に規定する事業用大規模建築物並びに事業系一般廃棄物多量排出事業所における事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業系一般廃棄物多量排出事業所の認定)

第2条 規則第18条第2項に規定する事業系一般廃棄物多量排出事業所の認定については、次の各号の実績によるものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集運搬量
- (2) 市清掃工場への搬入量

2 前項に規定する実績については、事業系一般廃棄物多量排出事業所調査票（様式第1号又は第2号）により、一般廃棄物収集運搬業許可業者及び市清掃工場が毎年4月10日までに市長に提出するものとする。

(廃棄物管理責任者)

第3条 規則第19条第1項第1号に規定する建築物の所有者及び同項第2号に規定する事業所の事業者が法人の場合にあっては、その代表者とする。また、その維持管理について権限を有する者については、占有者又はその他の者で廃棄物を全体的に管理できる権限を有する者とする。

2 廃棄物管理責任者がその業務を遂行できないと認められる場合は、市長は、所有者等に対し、廃棄物管理責任者の選任の変更を求めることができるものとする。

(減量計画書)

第4条 減量計画書の作成の基準日、作成部数及び保存期間は次のとおりとする。

- (1) 作成の基準日は、当該年度の4月1日とする。
- (3) 作成部数は、市提出用、事業用大規模建築物の所有者又は事業系一般廃棄物多量排出事業所の事業者用及び廃棄物管理責任者用の3部とする。
- (4) 保存期間は、当該年度を経過してから5年間とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号							
事業系一般廃棄物多量排出事業所調査票							
							年 月 日
対象年度【 年度】				許可業者名【 】			
	排出事業所名 ※1	住 所	業 種	排出量(トン/年) ※2	契約・解約の別 ※3	契約・解約年月日	新規開業・廃業 ※4
1					契約・解約		
2					契約・解約		
3					契約・解約		
4					契約・解約		
5					契約・解約		
6					契約・解約		
7					契約・解約		
8					契約・解約		
9					契約・解約		
10					契約・解約		
11					契約・解約		
12					契約・解約		
13					契約・解約		
14					契約・解約		
15					契約・解約		
※1 年間36t以上を排出する事業所とし、事業用大規模建築物内の事業所は除くこと。 対象年度の4月1日以降の新規契約又は解約事業所については、月平均3t以上の排出事業所を対象とする。							
※2 対象年度の年間の一般廃棄物の排出量を記入すること。							
※3 対象年度の4月1日以降の新規契約又は解約事業所については契約又は解約に○をし、契約又は解約年月日欄を記入すること。							
※4 対象年度の4月1日以降の新規開業事業所又は廃業の事業所についてはチェックを入れること。							
<input type="checkbox"/> 該当事業所なし							

様式第2号

事業系一般廃棄物多量排出事業所調査票

年 月 日

対象年度【 年度】

清掃工場名【 】

	排出事業所名※1	住 所	業 種	搬入量(トン/年)※2	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※1 年間36t以上搬入する事業所とする。

※2 対象年度の年間の搬入量を記入すること。

該当事業所なし